

# 時事新報

第千二百九十六號

流行地 大坂府 月日 六月五日 但し四區西成郡に

新患  
八十一人  
新舊死亡  
七十八人

京都府	同	二十五人	十四人
兵庫縣	但し上下兩京屋に新患二十一人新舊死亡十人		
	同	四十七人	四十七人
	但し神戸區に新患二十三人新舊死亡三十一人		
O	流行地外壳列制、愛知縣去月三十一日新患一人、本		

一役金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇照例領一箇月金廿大錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲々各地ニ於ナハ該地賣酒所ヨリ送達無料ニア配達  
政廢(但本社ヨリ直接運送スルモノハ此限ニアラズ)  
岐・沼津・横須賀・神奈川・東京・横濱・大崎・船橋・七浦・墨田・葛西等三  
島・吉原・堺津・清水・靜岡・濱松・島田・藤枝・大坂・京都・大津・和歌山  
・神戸・南山・吉良尾・下関・福山・宍粟・鴨島・鳥取・下仁田・長崎  
・岡山・姫路・西宮・淡路・伊丹・神戸・兵庫・高砂・丹波・但馬・播磨  
・青森・仙台・新潟・小諸・若松・上田・日光・宇都宮・清流・上野・千葉・越後  
・杉戸・幸手・加須・鶴間・千葉・佐倉・東金・八幡・船橋・市川・柏  
其他同地近駅所邊便り・船所ハ同シケ後發料不申受候

# 時事新報

錢一千一百一十五

西洋諸國は商人が東洋へ渡來して商賣を営むは固よ  
其勝手たる所なり彼我相對して私に取引と爲す限り  
縛へ其關係の如何様なるも傍らより容豫と許すべし

よ教諭を起し然て何時も其衝ふ當るべきは支那政府  
として他日困難の地位よ陥らんこと今より明に見る可  
し其他何種の事業に限らず西洋人がふをふ投じて利を  
射るの事柄ならんよは其商利と分配するに偏頗輕重の  
沙汰ありとて毎々紛議の種子となり其結果と東洋人が  
自ら錢を損して西洋人の怨と買ひ東洋諸國の大害物  
さる治外法權の如き常ふ二三の不平國の爲めに妨害せ  
られて承くあれを撤去そるの機會と得ざるやも知るべ  
うらず而して其根原は皆國民の商賣と國交際上に濫用  
えたる在り實に政治上に商賣と濫用そるは國の爲免  
に最も忌憚すべきものと知るべし

人或い言はん東洋は弱國なり獨り國交際の儀式との  
依頼して西洋諸國と圓滑に交りと結ぶよと難恵左すれ  
ば尋常表向きの交際の外に政府の手心にてこれふ酬也  
るに喝別に利益と以て志て其好意と失はざること大切  
あり是れ國の商利を犠牲かえて強大國に結ぶの已み難  
き所以なりと併し我輩が斯る言と對して異存わるは其  
謂也る強大國なるものは世界中一々して足らず若し  
悉くみれに向て特殊の商利と與へんと欲せば東洋國  
の力素より以てこれに應する能はざるべく我力既に盡  
て彼の好意尙ほ十分あらず其初め我より倂を作つて人  
の慾を導き後ちよハその慾を應する能はずして太に人  
に怨まれ轉た後悔の日あらべしといふふ在り然るより  
も今に及んで斷然政府の外交と國民の商賣とは區別と  
嚴にし苟めふも商賣に關することあれば國の經濟と計  
る所外は政府は一切與かり知らぞと爲し能くまで政治  
の範圍内に遵守するふ於てと如何に西洋諸國あればと  
て復た國交際の威權と弄して商利と營まんとするの口  
實なきがため自然本道に復し尋常の交際法と以て互ひ  
の親睦と維持するふとならん此機の分るゝ所ろ間髪  
と容れず今の東洋外交の局に當るものは大に自ら戒  
めて可あり

月三弗七十仙内外ナレハ殘額二弗三十仙此ノ他給料  
十弗ノ内概シテ七八弗ヲ蓄財スルニヨリ二割五分ヲ  
外ニノ勞働者毎月餘ス所十弗左スレハ此ノ割合ニテ  
引續キ就業スル者ハ三箇年満期ノ後貯蓄總計四百弗  
ヲ得ムハ難事ニ非サル可レ所聞ニ據レハ此ノ蓄博奕  
ノ外ハ衣食共ニ驚クヘキ節儉ニヨリ甚シキ者ハ支那人  
モ及ハサル所アリト近頃ハ蓄財ノ覺悟ヨリ一般ニ數  
字并ニシノ如キ貨幣ノ符號ヲ解シ又或ハABCヲ諳  
シテThe Dayノ如キ語ヲ讀ミ得ル者アリ本國ヨ在リ  
テハ文盲ニ安スル農夫ノ此ノ如キニ至リハ異域ニ  
在リテ其ノ精神ヲ發達セシ一端ミ見ルニ足ル可シト  
思ハル、ナリ

十六日夜汽船「キナウ」號ニ搭シマウイ島ヲ發シテ翌  
十七日拂曉ハリオ島マフコナ港ニ着シ汽車ニ乘シテ  
コハラニ抵ル此ノ地ニハ我カ移住民四箇所ノ耕地ニ  
分レテ動作セリ即チ左ノ如シ

第一ニユーリー耕 山口一縣民 四十一名 男二十二名  
第二ニハラ 耕 山口廣島岡三縣民 八十七名 男女十九名  
第三ニスダール地 廣島二縣民 三十一名 男女十五名  
第四ニニヨン耕 廣島縣民 二十八名 男女二十四名  
本官等先ツニコエリ一耕地ヨリ起リテ順次ニ各所チ  
巡回セリ而シテ其ノ觀察セシ所ノ移住民ノ實況ハ左  
ノ如シ

ニユーリー耕地 元來ニハラノ地タル山ヲ負ヒ海コ  
臨ミ其ノ間平地少カラス到ル處草木繁茂シ風景美麗  
ニシテ前文マウイ島耕地ノ比ニ非ヌ殊ニ氣候ハ時々  
ノ驟風ト海風トニ由リテ常ニ寒涼ナリト謂フ此ノ地  
各所其濱田ノ設ナン以テ多雨ノ一徵チハラニ正ル可  
シ扱本耕地我カ移住民ノ家屋ハ山ノ半腹ニ在リテ是  
又長屋風ノ築造ナレモ頗ル危惡ニシテ又狹隘ナリ且  
庵廟、浴室、便所ノ如キモマウイノ如ク便ナフサルカ  
故ニ勞働者ノ訴願ニ任せ各所ノ改良ヲ監督者ニ談合  
シ不日工事着手コ決定セリ然レニ毎室掃除十分ニ行  
届キテ或ハ机上ニ筆硯書籍ヲ列チ或ハ壁上ニ生花ヲ  
飾リタル如キ一目シテ彼等博奕游戲ニ耽ラズ閑逸吾  
ソド」十五仙乃至二十仙一週間に内二回之ヲ食スト云  
フ其ノ價額ル貴シテ以テ監督者ニ糺スニ「ボンド」  
十仙ナレハ相應ノ生肉ヲ得ベシ彼等言語不通ナルヨ  
リ或ハ誤解シ又ハ詐欺セラル、モ計リ難キニヨリ向  
後、給肉ノ事同人周旋ス可シト約セリ

疾病ハ近頃迄脚氣症四五名アリ皆全癒セリト謂フ初  
般ノ状況ニ就キ死者被雇者雙方ニ糾スニ監督者曰

メ室内ニ板障アリ。浴セリト。米國產物多  
ト云フ柳屋主レニ博奕ハ頗アリ度ト云  
攝生不顧ナム。師山下氏之ヲヨリ二名ハ徵  
テ一日ノ休業アリ度。テ曉ニ徹セリ。因リテ本官ハ  
勤者苦情ヲ述。此ノ地ノ労働者サル旨ヲ嚴重  
に申す者ニ平手掌。前文ニテリ。リコハシノ比ニ  
リトス雇主ニテ訴フル者アリ。耕業ノ艱難ナシ  
ヲ告ケ且職業ヲ逐次習慣ス。旨シ諭セリ。ス  
分ノ賃金ナシ。而モテ常ニ定時十三時半外ノ者ナシ  
也。ナラサル所アリ。此ノ遅延舉り。廿日朝ホノル。

○警視廳告示第三號  
牛込警察署所轄牛込區ノ内牛込水道町及改代町ヲ自今  
小石川警察署ノ所轄トス  
明治十九年六月七日  
警視總監三島 通庸

月三弗七十仙内外ナレハ殘額二弗三十仙此ノ他給料  
十弗ノ内概シテ七八弗ヲ蓄財スルニヨリ二割五分ヲ  
外ニノ勞働者毎月餘ス所十弗左スレハ此ノ割合ニテ  
引續キ就業スル者ハ三箇年満期ノ後貯蓄總計四百弗  
ヲ得ムハ難事ニ非サル可レ所聞ニ據レハ此ノ蓄博奕  
ノ外ハ衣食共ニ驚クヘキ節儉ニヨリ甚シキ者ハ支那人  
モ及ハサル所アリト近頃ハ蓄財ノ覺悟ヨリ一般ニ數  
字并ニシルノ如キ貨幣ノ符號ヲ解シ又或ハABCヲ諳  
シテOne Dayノ如キ語ヲ讀ミ得ル者アリ本國ヨ在リ  
テハ文盲ニ安スル農夫ノ此ノ如キニ至リハ異域ニ  
在リテ其ノ精神ヲ發達セシ一端ミ見ルニ足ル可シト  
思ハル、ナリ

十六日夜汽船「キナウ」號ニ搭シマウイ島ヲ發シテ翌  
十七日拂曉ハリオ島マフコナ港ニ着シ汽車ニ乘シテ  
コハラニ抵ル此ノ地ニハ我カ移住民四箇所ノ耕地ニ  
分レテ動作セリ即チ左ノ如シ

第一ニユーリー耕 山口一縣民 四十一名 男二十二名  
第二ニハラ 耕 山口廣島岡三縣民 八十七名 男女十九名  
第三ニスダール地 廣島二縣民 三十一名 男女十五名  
第四ニニヨン耕 廣島縣民 二十八名 男女二十四名  
本官等先ツニコエリ一耕地ヨリ起リテ順次ニ各所チ  
巡回セリ而シテ其ノ觀察セシ所ノ移住民ノ實況ハ左  
ノ如シ

ニユーリー耕地 元來ニハラノ地タル山ヲ負ヒ海コ  
臨ミ其ノ間平地少カラス到ル處草木繁茂シ風景美麗  
ニシテ前文マウイ島耕地ノ比ニ非ヌ殊ニ氣候ハ時々  
ノ驟風ト海風トニ由リテ常ニ寒涼ナリト謂フ此ノ地  
各所其濱田ノ設ナン以テ多雨ノ一徵チハラニ正ル可  
シ扱本耕地我カ移住民ノ家屋ハ山ノ半腹ニ在リテ是  
又長屋風ノ築造ナレモ頗ル危惡ニシテ又狹隘ナリ且  
庵廟、浴室、便所ノ如キモマウイノ如ク便ナフサルカ  
故ニ勞働者ノ訴願ニ任せ各所ノ改良ヲ監督者ニ談合  
シ不日工事着手コ決定セリ然レニ毎室掃除十分ニ行  
届キテ或ハ机上ニ筆硯書籍ヲ列チ或ハ壁上ニ生花ヲ  
飾リタル如キ一目シテ彼等博奕游戲ニ耽ラズ閑逸吾  
ソド」十五仙乃至二十仙一週間に内二回之ヲ食スト云  
フ其ノ價額ル貴シテ以テ監督者ニ糺スニ「ボンド」  
十仙ナレハ相應ノ生肉ヲ得ベシ彼等言語不通ナルヨ  
リ或ハ誤解シ又ハ詐欺セラル、モ計リ難キニヨリ向  
後、給肉ノ事同人周旋ス可シト約セリ

疾病ハ近頃迄脚氣症四五名アリ皆全癒セリト謂フ初  
般ノ状況ニ就キ死者被雇者雙方ニ糾スニ監督者曰

メ室内ニ板障アリ。浴セリト。米國產物多  
ト云フ柳屋主レニ博奕ハ頗アリ度ト云  
攝生不順ナム。師山下氏之ヲヨリ二名ハ徵  
テ一日ノ休業アリ。曉ニ徹セリ。因リテ本官ハ  
勤者苦情ヲ述。此ノ地ノ労働者サル旨ヲ嚴重  
に告ケ且職業ヲ逐次習慣ス。耕業ノ艱難ナシ  
旨ヲ諭セリ。スル者ニ平均賃金ナシ。而モ常ニ定時  
十三時半外ノ者ナシ。ヨリナル論ヲ俟タリ。此ノ巡迴舉り。廿日朝ホノル。